

「相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

適切な飼養管理を促し、いわゆる「多頭飼育崩壊」を早期発見・未然防止することを目的に、「動物の愛護及び管理に関する法律」第9条に規定する多数の動物を飼育する場合の届出について「動物の愛護及び管理に関する条例」等を改正し、制度を導入するに当たり市民の皆様からのご意見を募集しました。

その結果、6人の方から21件のご意見を頂きましたので、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、頂いたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和6年6月20日(木)～令和6年7月19日(金)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、回答専用フォーム
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

資料の配架場所

生活衛生課(動物愛護管理班・津久井班) 各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く) 各出張所、各公民館(沢井公民館を除く) 各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		6人(21件)
内 訳	直接持参	0人(件)
	郵送	0人(件)
	ファクス	0人(件)
	電子メール	1人(5件)
	専用フォーム	5人(16件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	届出に係る規定に関する こと	13	0	11	2	0
	過料等に関すること	5	0	0	5	0
	その他	3	0	1	0	2
合計		21	0	12	7	2

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
届出に係る規定に関すること			
1	ア 犬又は猫の飼養者は、一の施設において飼養し、又は保管する犬(生後91日未満の犬を除く。以下同じ。 猫も同じの勘違いするので以下同じを削除	条例においては、繰り返しの表現を避けるために「以下同じ。」と表記しております。 届出が必要な犬と猫の分かりやすい周知に努めてまいります。	イ
2	(1)のアの中の「(生後91日未満の犬を除く。以下同じ。)」の部分。以下同じという表記は猫もそうなの?と誤解されてしまいそう。		
3	(1)のアの「一の施設において飼養する犬(生後91日未満の犬を除く。以下同じ。)又は猫」の「以下同じ」はその後に続く猫も同じと勘違いしそうです。「以下同じ」は「以下犬のみ同じ」と犬限定であること、「猫(生後0日から)」など違いが分かりやすい表記にして頂きたいです。		
4	アの部分で犬生後91日云々はネコは入れないんですか?ネコも入れた方がいいと思います。	猫については、犬に比べ、幼齢の引取り数が多いことなどから生後91日未満においても届出対象とすることとしております。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	ウ
5	ア 犬又は猫の飼養者は、一の施設において飼養する犬(生後91日未満の犬を除く。以下同じ。)又は猫の数が6以上となったときは、その日から30日以内に、犬又は猫の数、避妊又は去勢手術の措置等を市長に届け出なければならないこととします。 2以上(同性の場合を除く)となったときでよいと思う。	対象とする頭数については、有識者・市民等から構成される委員会で検討された意見を踏まえ6としましたが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
届出に係る規定に関すること			
6	<p>(1)アの冒頭「犬又は猫の飼養者」というだけでは不十分だと思ふ。保護ボランティアや、個人的に生まれたばかりの子猫を一時的に保護したり預かりをしている場合でも、6頭以上になった場合は届け出の対象とするべきだと思ふ。保護して譲渡しようと思つていても、馴化ができなかつたり病気やウイルス感染等と思ふように譲渡が進まなかつた場合、一気に多頭飼育崩壊に繋がる恐れがあるからである。そして「自分は預かりや一時保護しているだけであつて、飼養者ではない」と言い逃れもできてしまう為。</p>		
7	<p>(1)の「ア 犬又は猫の飼養者は」の飼養者について、「一時的に預かっている」或いは「一時的に保護している」というケースの飼養者も含んでいることがわかるような文言にして頂きたいです。譲渡先を探すつもりで一時的に保護し譲渡できずに増えてしまうケースや動物取扱業の届出をしていない動物愛護ボランティア(保護活動者)においても一時的に預かりや保護しているだけの予定が返還や譲渡ができず飼養頭数が増えてしまうケースなどがあります。理由に関わらず現在飼養している頭数であることを分かりやすくするため「ア 犬又は猫の飼養者(預かりや保護など一時的な飼養を含む)は」といった表記にして頂きたいです。</p>	<p>飼養者には、飼い主がいない犬又は猫を一時的に保護する場合も含まれます。 分かりやすい周知に努めてまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分		
届出に係る規定に関すること					
8	<p>個人で猫を保護している方で二種動物取扱業を取得していない人もいかなる場合でも、定数に達した場合は届出を行う。</p> <p>個人ボランティア、猫を拾った後に崩壊するケースが多いため。</p>	<p>本届出制度と併せて、二種動物取扱業の届出についても周知してまいります。</p>	イ		
9	<p>二種動物取扱業者 営利を目的とせず飼養施設を設けて、動物の譲渡、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行う者として届出を行った者をいう。例 動物愛護ボランティア等</p> <p>例 動物愛護ボランティア等は、二種の届出してない人も多く、動物愛護ボランティアとの記載は誤解をまねくので、二種登録している動物ボランティアと個人ボランティアが明確にわかるように。</p>			<p>ご意見をいただき、ありがとうございました。</p>	イ
10	<p>神奈川県は10頭でもセンターは逼迫している事や、相模原で多発しているため6頭以上の届出が必須</p>				
11	<p>この条例大賛成です。</p> <p>頭数も5頭まででいいと思います。</p>				
12	<p>届け出の頭数は、神奈川県は条例だと10頭以上だが、相模原市は是非このまま6頭以上で進めて欲しい。</p>				
13	<p>神奈川県は犬猫合計で10頭以上とありますが、高い繁殖力を考えると同一種で頭数を考えないと有効な防止策にならないと思います。相模原市の同一種6頭以上は、早期対応に繋がり、より有効な取組になると期待します。</p>				

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
過料等に関すること			
14	多頭飼育届出制度の導入において、概ね賛成ですが、過料の額の低さに驚きました。大方の多頭飼い者の支払い能力がないことを前提にしているのかもしれませんが、この額ではこの改正案の効力があるのかどうか疑問です。	過料につきましては、地方自治法において条例で規定できる額が5万円以下と定められており、届出の実効性を高めるため、上限額を設定したものです。	ウ
15	罰金5万円以下ではなく5万円以上にすることはできませんか？以下という言葉は甘すぎると思います。		
16	過料は5万円以下ではなくもっと高くしても良いと思う。(20万円以下)		
17	手術しない飼い主への罰則規定はないのでしょうか？	手術をしないことをもって不適切な飼養管理をしているとは言えず、不適切な飼養管理下における繁殖制限措置の罰則については既に法令や条例において規定されていることから本条例改正では規定しておりません。	ウ
18	過料の他刑事罰も加えてほしい。	届出がないこともって不適切な飼養管理をしているとは言えないことから刑事罰を規定することは困難と考えます。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
その他			
19	多頭飼い飼育者だけでなく、犬、猫（特に犬）を1匹から飼育する一般の人々の飼育状況が劣悪な場合が多数見受けられることから、それらに対して管理、通報、処罰の案を求めます。	不適切な飼養管理については、動物の愛護及び管理に関する法律において罰則を含め、規定されております。	エ
20	今後、動物のウェルフェア（福祉）を目的に条例の改正を要求します。日本の犬猫に対するアンフェアな考え方から、人に寄り添い、そこで生を終える犬生への感謝の気持ちが市民の幸せに繋がると思い、この度の改正案とは外れますが、提案させていただきます。宜しくお願い致します。	いただきましたご意見につきましては、動物愛護の取組を推進する上での参考とさせていただきます。	エ
21	届け出に関しては、手続きの煩雑さを無くすためにインターネットで行えるようにしてほしい。	窓口、郵送のほか、インターネットでも手続きできるよう検討しております。	イ